

# 令和2年第11回定例教育委員会会議録

1. 開催日時 令和2年11月19日(木)  
午後3時55分～午後4時43分
2. 開催場所 柏原市教育委員会 会議室
3. 出席した委員  
教 育 長 新 子 寿 一  
教 育 長 職 務 代 理 山 崎 裕 行  
委 員 田 中 保 和  
委 員 近 藤 温 子  
委 員 西 村 弥 生 子
4. 出席した職員  
教 育 部 長 福 島 潔  
教 育 監 岡 本 泰 典  
健 康 福 祉 部 長 石 橋 敬 三  
次 長 兼 教 育 総 務 課 長 寺 川 款  
次 長 兼 社 会 教 育 課 長 篠 宮 裕 之  
ス ポ ー ツ 推 進 課 長 磯 部 賢 二  
こ だ も 政 策 課 長 山 本 直 樹  
こ だ も 育 成 課 長 石 橋 智 成  
事 務 局 教 育 総 務 課 栗 田 聖 子
5. 議事案件  
議案第44号 公立幼稚園及び公立保育所再編整備実施計画【第1期修正】(その3)  
における教育委員会の所管事項について  
  
議案第45号 柏原市立教育・保育施設条例について
6. 報告事項
7. 会議録の承認及び会議の要旨  
新子教育長： ただ今より、令和2年第11回定例教育委員会会議を開会します。本日の会議録署名委員は、近藤委員です。よろしくお願ひします。次に、事前に送付させていただいております会議録につきまして、ご意見等ございませんか。  
委員全員： なし。

新子教育長： それでは、ないようですので、会議録は承認することにいたします。さっそくではございますが、議事案件に入っております。本日の議案は2件でございます。まずはじめに、議案第44号につきまして、こども政策課、山本課長より説明をお願いします。

山本課長： それでは、議案第44号公立幼稚園及び公立保育所再編整備実施計画【第1期修正】（その3）における教育委員会の所管事項について、ご審議いただきたくご説明させていただきます。本日配付をさせていただきました公立幼稚園及び公立保育所再編整備実施計画【第1期修正】（その3）と題しましたA3の資料をお開きください。先の第10回教育委員会会議におきまして、ご審議、ご承認いただきました堅下幼稚園の4歳児休級に伴う堅下幼稚園と堅下保育所の統合による堅下保育所園舎を使用した（仮称）かたしも認定こども園の計画につきまして、前回、教育委員会会議でお示しさせていただき、内容は一旦、ご説明をさせていただきましたが、その後、その案をもちまして、10月23日から11月13日の期間でパブリックコメントを実施させていただきました。その結果、市民の方からのご意見はございませんでした。このことから、前回お示しさせていただきました計画案を本日お配りした正案といたしまして、ご確認いただいております。内容は、全く変わっておりません。以上で、本議案に対しての説明とさせていただきます。本日のこの提案をもって、ご審議、ご承認をお願いいたします。

新子教育長： 前回の教育委員会会議でも、ご説明をいただきました。今、説明がありました通り、パブリックコメントでもご意見は出なかったということで、堅下幼稚園に関しましては、ここに示されている形にということでございますが、ご意見いかがでしょうか。

山崎委員： まあ、十分説明もしたので、パブリックコメントがなかったということでしょうね。

石橋部長： はい、そう思っておりますが。

新子教育長： 令和4年からという形ですね、堅下幼稚園は。では、議案第44号につきましては、原案どおり承認してよろしいですか。

委員全員： 異議なし。

新子教育長： それでは、議案第44号公立幼稚園及び公立保育所再編整備実施計画【第1期修正】（その3）における教育委員会の所管事項については、原案どおり承認することにいたします。最後に、議案第45号につきまして、こども育成課石橋課長より説明をお願いします。

石橋課長： 議案第45号柏原市立教育・保育施設条例について、柏原市立教育・保育施設条例について、次のように制定する。色のついておりますのを本日差替えでお配りさせていただいております。内容は一部修正しております。本日お配りした分をご覧ください。令和3年4月1日から幼保連携型認定こども園、4園を開園するにあたりまして、認定こども園を含む教育保育施設の設置等に関する事項を定めるため、柏原市立教育・保育施設条例を令和2年第4回定例市議会の議案として上程するものでございます。なお、本条例の附則におきまして、従来の柏原市立幼稚園条例、及び柏原市立保育所設置条例を廃止しまして、また、関係する他2本の条例を附則において一部改正いたします。先ほど差替え

ということで、お配りしているんですけど、先に見ていただいているものとの変更点をお示しさせていただきます。一ページめくっていただいて、第5条入園等の資格のところ、1号のところ。もともとお渡ししている資料では、柏原市内に居住し、入園する年度の4月1日における年齢が満3歳（柏原市立かしわらこども園以外の幼保連携型認定こども園にあっては、満4歳）、括弧書きで入っておりましたが、今日お配りした分では、はずしております。はずした理由ですが、今のところかしわら認定こども園と堅上幼稚園に限りまして、3歳児からの1号認定、いわゆる幼稚園部分の子どもを受けるのはこの2園だけというのは、今と変わりがないのですが、それ以外は4歳児から受け入れることができるということに変わりはないのですが、この条は、入園の資格自体を規程しておりますので、当初から入園の資格自体がないということにするよりも、柏原、堅上以外も3歳児から入園する資格自体はあるものの、園の規模や保育ニーズの関係で、定員を設けていないということで、4歳児のみから受け入れるという扱いにします。これによりまして、3歳児の1号の受入れの見通しがたった時点で、すぐに募集を開始するということもできます。また、この4歳児の縛りをはずすことで、3歳児の2号、保育部分で入園した子ども、その保護者が年度途中で仕事を辞めたとなると、今まででしたら、仕事を辞めたら保育所をやめていただく形となるんですけど、資格自体は3歳児から設けることで、仕事を辞められても、そのまま1号、幼稚園部分の子どもとしてその園におれる、募集定員は設けないのですけれども、もともと年度当初の入っているクラスの中では、年度途中から1号、幼稚園部分の子どもが出てくるという扱いにするために、ここの括弧書きをはずしております。それと、あと変更点ですが、附則、一番最後の表になります。幼稚園の一時預かりの表ですが、まん中の段の長期休業日における上記の施設というところの真ん中の9時から14時まで、もともと1回400円としておりましたが、1回500円としております。1時間100円という計算で、9時から11時まで200円、9時から14時まで500円、9時から17時まで800円という形にさせていただいております。堅上幼稚園、14時から17時までとなっておりましたが、括弧書きで、長期休業日は、9時から17時まで、という括弧書きを加えさせていただいております。右側の保育料のところ、8月以外の月は1,000円、8月は2,000円とか、8月は、14時から17時までではなくて、9時からやっておりますので、そこをわかりやすく追加しております。同じように、一番下の堅下幼稚園は同じという形になっていたのですが、そこは、上の括弧書きを入れることで、あらためて、ここで14時から17時までを書き加えております。お配りしております資料の変更点は、以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

新子教育長： 今、説明をいただきました。差替えの部分で見ていただくということで、第5条が大きく変わっているということでございます。

石橋部長： 資料としてお渡しはしたのですが、この条例全体の説明は特にさせていただいていないので、もしよろしければ、ご質問にお答えさせていただくような形で説明に替えさせていただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

山崎委員： 今、ご説明のありました第5条、私は、条例の書き方にちょっと慣れていないところもあるのですが、5条の（1）と（2）は、もう少しわかりやすくできないのかな

と思ったのですが。少し、質問させてもらいますね。第5条には、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める教育・保育施設に入園等をする資格を有する。掲げる者と入園できる資格を有する教育・保育施設と、二つが書かれているはずなんです。それで、第5条の(1)をみますと、柏原市内に居住し、入園する年度の4月1日における年齢が満3歳以上の子ども・子育て支援法施行令第4条第1項第1号に規定する教育認定子ども 幼保連携型認定こども園又は幼稚園と、こう書いてある。これが入れる子どもだと、こう書いてある。この書き方が、「・」で分けていると。これは、(2)も同じなんです。

石橋課長： 「・」で区切っているというよりも、子ども・子育て支援法施行令という法律の名前なので。

石橋部長： これが、法律の正式名称なんです。「上の」の後子どもから施行令までが、一つの名前なんです。

山崎委員： 施行令の名前なんですか。そうすると、施行令第4条第1項第1号に規定する教育認定子どもが、該当する子ども。

石橋部長： 施設の種類が書いてある。

山崎委員： 入れるところは、幼保連携型認定こども園と。教育認定子ども、一マス空けてあるでしょう、ここに何か助詞か入れた方がいいのではないのでしょうか。

石橋部長： 僕らもそう思うんです。こういう書き方なんです。条例上、そういう書きぶりなんです。こういう風を書くという。

山崎委員： 一マス空けて。

石橋部長： 長すぎるんです。この子どもについては、こことか、普通一行で両方書いてある。

山崎委員： いくら長くても。次に掲げる者が長いわけですね。第5条に次に掲げる者は、と書いてあるのだから、それと同じことを部長がおっしゃるんだったら、これは、3行目の教育認定子どもは、幼保連携型認定こども園又は幼稚園とした方がいいのだと思うんだけど。

石橋部長： 同じことを2回繰り返すことになりますけど、わかりよいのはわかりよいと思います。ただ、上に書いてあることを繰り返すという意味で、そこは、わざと書いていないのだと思います。

山崎委員： それは、それでいいんですね。

石橋部長： 気持ち悪いんですが、こういう書き方になるんです。

山崎委員： とても読みにくい書き方ですね。それから、第6条第2項に、幼稚園に入園させようとする前条第1号に掲げる者の保護者は、教育委員会規則で定めるところにより、柏原市教育委員会から入園の許可を受けなければならない。これは、幼稚園ですから、当然そうなんですけど。この規則は、念のために。何ていう規則なのでしたか。

石橋課長： 幼稚園規則というが今もあります。今も使ってまして、入園の許可とか、入園の取り消しとか、そういうのが規程されております。

山崎委員： 今まであったのと同じですね。それから、6ページ、附則の1、附則の2、先ほども説明があったのだけれど、幼稚園条例及び保育所設置条例の廃止、僕らにとっては、

教育委員会にとっては、幼稚園条例の廃止というのは、ちょっと寂しいなど、これが廃止されるのかと、ご承知のように、学校教育法でいうと、第1条に、学校というのは、幼稚園が入っているんですね、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学とこうなってくるんだけど、幼稚園も学校教育法でいう学校なんですね、それが、教育委員会が管轄する、幼稚園条例ということで、続いてきたんだけど、いよいよこのようになってきたのだなあというのが感想です。それから7ページ、同じく附則の5、ここは意味がわからないんだけど、今までご説明があったかもしれませんが、そうしましたら、申し訳ないのですが、当分の間、学級を編制する上で必要がある場合における柏原市立こくぶこども園に係る第5条第2号の規定の適用については、同号中「満1歳6か月」とあるのは、「満1歳8か月」とする。というのは、どうしてなのか、教えていただきたい。

石橋課長： 通常、1歳半からの入園ということになるのですが、こくぶについては、他の園と違うところは、子どもが減ってきて統合したのではなくて、耐震の関係で、まだ15名以上いたにも関わらず急遽統合するという事になったというのが一点で、国分保育所の部屋数ですね、今の円明保育所等と比較しますと、若干少ないです。たとえば来年の5歳児なんかは2クラスになるんですけど、学級を編制する上で、1歳児と2歳児を合同保育という形で、2歳児と1歳児を2名から3名、入所の仕方、保育所時代からやってきた受け入れ方ですので、こくぶについては、当面そういう受入れにしないと、4、5歳児の1号をとれない可能性も出てくるので、こういう形で書かせていただいております。4、5歳児の見通しがつけば、通常の1歳半から1歳児クラス、2歳児クラスと分けた上で、受け入れていきたいなと考えております。

山崎委員： 今回の統合で、1歳6か月から1歳8か月になったのではなくて、前々から1歳8か月でやっているんですね。

石橋課長： 1歳8か月でやった時代もありましたが、近年は1歳半から受けておりました。

山崎委員： 今回の統合で1歳8か月になるのですか。

石橋部長： 今までも制度上は1歳6か月からということをやっていたのですが、運用上、1歳8か月からという形でしか入園させずに、1歳児と2歳児を合同でクラス編成をやる場合があったんです。最近では、入所についても落ち着いてきたので、そういう形にすることは稀だったんですけど、さきほど説明させていただいたように、こくぶについては、言葉悪いですけど、無理して一個にしたという状況が、ちょっとまだ解消できておりませんので、一応可能は可能なんですけど、そこでクラスを別々で1歳は1歳、2歳は2歳ですると、やはり部屋数が足りなくなるという可能性が出てくるということで、当面の間は、混合が前提であると、運用上はやればよかったんでしょうけど、やっぱりそこは、はっきり書いた方がいいだろうということで、わざわざそこは入れさせていただいたというのが、その条項でございます。

山崎委員： 保護者の方から困ったと言われることはないのでしょうか。これは、説明してないですね、まだ。

石橋部長： 保育所運用上は、たびたびやっていたので、ひとつ問題があるとすれば、1歳2歳混合ですので、2歳と一緒にいた子どもさんは、もう一回2歳をやらないとい

けないということがあるんですね、何か月かだけですけど。ただ、保護者からそれで苦情を受けたことはないです。

石橋課長： 以前と比べて小規模保育事業所という0、1、2歳児だけをとる事業所が国分地区に2箇所できていますし、関女さんも、認定こども園化されて、0歳児からとっていただいておりますので、そのあたりの低年齢児のニーズは、なんとかそちらで吸収していただけるのではないかなと見込んでます。

石橋部長： 概ね1歳児はとらなくてもいいんじゃないかと、ちょっと乱暴な言い方ですけど、そういう状況もあるのはあると。

山崎委員： そういうことが、あるのですね。わかりました。

新子教育長： 他、いかがでしょうか。

近藤委員： さきほども、第5条のところで説明があり、わかったのですが、第5条の(1)のところで、3歳以上、3年保育ということが書かれているのですが、3歳保育をやるのは、最初はかしわらこども園だけ、将来的には人数に調整がつけば、ぜひやっていただいた方が。やはりかしわらこども園だけということだったら、やっぱり他の地区の方もあそこはいいなということになってしまうので、ぜひ、そっちの方に向けて行ってほしいなと思います。

新子教育長： 他、いかがでしょうか。

田中委員： 最後のページの先ほど修正があった時間外の件ですが、5時間だから500円という風に言われたんですが、逆に表の一番上のところでいくと、14時から17時のところでいうと、3時間で400円となっているのですが、何か基準があるのですか。

石橋課長： この一番上の段、夏休み以外の通常時の預かりですけど、14時から17時400円というのは、今現在、公立幼稚園でやっていただいている預かりの金額と合わせています。値上げすることのないように、時間が同じですので、同じようにしております。17時から18時半500円18時半から19時200円というのは、今、保育所で、保護者の就労の時間帯によって、標準時間認定という方と短時間認定という方がおられます。標準時間認定というのは、7時半から18時半まで使える方、フルで働いている方、短時間認定というのは、9時17時の認定の方というものがおられます。9時17時の認定の方が17時以降の認定を使われる場合は、18時半までですと500円、18時半から19時までの200円という金額の設定が今現在ございますので、その方と合わせておると。

田中委員： 1時間100円とかそういうのではないんですね。

石橋課長： こちらについては、そういう計算ではございません。今の現状と合わせた形です。

田中委員： それで、まん中の長期休業日は1時間100円ですね。

石橋課長： これは、今まで堅上以外なかったものです。

石橋部長： 既存の部分は変わらずに、新たな部分を妥当な金額はなんだということで検討させていただいたということです。

新子教育長： 他、よろしいですか。

西村委員： この条例は、施行されたらどこで見られるのですか。

石橋課長： 柏原市の例規集、検索できるんですけど、そこに反映されるまでにタイムラグがあるので、施行されてけっこうかかります。

西村委員： 保護者の方に説明したことが、ここに盛り込まれているという認識でいいですね。

石橋課長： いわゆる設置とか、運営の管理に関する条例ですので、まずは、この条例に基づいて、やっていく。細部のことまでは載っていません。当然、朝は何時に来てくださいねとかは載っていませんので、入園のしおりみたいなものをお渡しして、確認してもらう形です。

西村委員： はい、わかりました。

石橋部長： けっこう、細かいところまで決めたしおりです。この条例では、何のことかわかりにくいので。

石橋課長： 持ち物であるとか、何歳児は何を持ってきてくださいとかそういうものを記載したものです。

新子教育長： 説明会みたいなものはあるのですか。入園説明会、学校でいうと小中の事前の説明会がありますが。

石橋課長： 考えていたのですが、今このような状況ですので、しおりを先にお配りして、ご質問があれば、園を通じて聞いていただくか、少人数で園ごとにやるか、ちょっと今、考えているところです。

石橋部長： しおりは、いつ頃出来上がるのでしたか。

石橋課長： 今月中にはできると思います。

石橋部長： 教育委員さんに提供できるよね。

石橋課長： できます。

石橋部長： もし、ご覧いただけるのであれば、お配りしたいと思います。

近藤委員： こども園の概要について、全員の方にわかるように広報なんかにも載せていただければ、来年、再来年考えている人もわかりやすいと思うので、ぜひ、お願いします。

新子教育長： ぜひともよろしく願いいたします。他には、いかがでしょうか。ないようでございますので、議案第45号について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員全員： 異議なし。

新子教育長： それでは、議案第45号柏原市立教育・保育施設条例について、原案どおり承認することにいたします。本日の議事案件は、以上です。

(スポーツ推進課からオリンピック聖火リレーについて報告あり)

(社会教育課から成人式について、竜田古道の里山公園植樹祭について報告あり)

(教育総務課から教育委員会「点検・評価」報告書について報告あり)

本教育委員会会議の議事の経過に相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

柏原市教育委員